

大阪労働局発表
平成 28 年 2 月 8 日

【照会先】
大阪労働局職業安定部職業対策課
電 話 06-4790-6310

報道関係者 各位

大阪西公共職業安定所（「みなとハローワークコーナー」（港区役所内）） における書類の誤交付について

大阪労働局（局長 中沖 剛）は、大阪西公共職業安定所（所長 山下 泰征）における書類の誤交付について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じたので、本事案の概要をお知らせいたします。

記

1 概要

大阪西公共職業安定所（「みなとハローワークコーナー」（港区役所内））（以下「大阪西所」という。）において、求職者 A さん（以下「A さん」という。）に交付した複数の求人票の中に、誤って求職者 B さん（以下「B さん」という。）の求職票が混入したことによる誤交付事案が発生した。

求職票には、求職者の氏名、住所、生年月日、電話番号、直近の勤務先等が記載されている。

2 事実経過

- 平成 28 年 1 月 26 日、職員 X が A さんと職業相談を行い、A さんの求職条件に合う複数の求人票を手交した。
- 同月 27 日、A さんが梅田公共職業安定所（以下「梅田所」という。）職業相談窓口を訪れ、前日に職員 X から提供を受けた複数の求人票に係る応募状況を尋ねるため、梅田所職員 Y に当該求人票を渡した。職員 Y が当該求人票を確認したところ、B さんの求職票が混在していたことから、A さんに当該求人票の入手経路を聴取したところ、大阪西所における誤交付事案であることが判明したため、B さんの求職票を回収した。
- 同日、梅田所から大阪西所に報告がなされた。
- 同日、B さん宅に大阪西所業務部長及び同統括職業指導官が訪問し、B さんに対して経過説明と謝罪を行い、理解を得た。
- 同月 28 日、A さんに対して統括職業指導官が経過説明と謝罪を行い、理解を得た。

3 発生原因

- (1) 当日、職業相談を予定している求職者の求職票と、求職条件に合う求人票を印刷し、クリアファイル等に入れることなくそのままの状態で見舞に伏せ置いていたこと。
- (2) Aさんに求人票を手交する際、10件程の求人票を1枚ずつ内容確認しながら手交することなく、まとめて手交したこと。

4 再発防止対策

- (1) 大阪西所においては、平成28年1月28日に緊急幹部会議を開催し、所長が全課長・統括職業指導官に当該事案の事実経過及び原因の所在を説明し、個人情報漏えいの再発防止に向けた取組や意識改革について以下の指示を行った。
 - ① 早急に「個人情報保護に関する研修テキスト」、「個人情報保護のためのチェックリスト」及び「個人情報管理マニュアル」等を用いた研修を非常勤職員を含む全職員に対し実施する。
 - ② 個人情報漏えい防止のための基本的な確認動作の徹底を図るため、課長・統括職業指導官により週1回以上の目視点検を実施し、非常勤職員を含む全職員に対し個人情報の取扱いについての意識向上を図っていく。また、職業相談に当たっては、関係資料を個人別にクリアファイルにまとめることとし、当該クリアファイルの交付に当たっての注意喚起文を貼付することを検討している。
- (2) 大阪労働局においては、企画室長から管下の全公共職業安定所長に対し、本事案の事実経過、発生原因及び再発防止対策等を明記した事務連絡を発出し、個人情報漏えい防止のための基本的な確認動作の徹底について指示した。